

+

令和4年 第10回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第10回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年10月20日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年10月20日 午前9時28分				
	閉会	令和4年10月20日 午前10時16分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番19番	山迫 洋一	席番20番	福岡 剛		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第53号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について (継続審議)</p> <p>議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第58号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第59号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第10回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。福岡裕幸委員から遅参の連絡がありました。</p>
会場	委員	<p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番19番山迫委員と席番20番福岡剛委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
		<p>(会場 異議なし)</p>
		<p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
		<p>日程第3、休会中の報告でございますが、あっせん、私の関係分を含め報告すべき事案等はございませんでした。</p>
		<p>次に、日程第4、議案第53号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題とします。</p>
		<p>この案件は、先月からの継続審議でございます。それでは、5ページ、番号16番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	鈴木	<p>議案第53号番号16につきましては、継続審査となった分でございますので、改めてご説明いたします。</p>
		<p>申請人、土地の所在等につきましては資料のとおりで、畑10筆2万2,109㎡を含む29筆7万7,964.28㎡となっております。今回の農用地区域への編入目的は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（クラスター事業）による豚舎等の建設でございます。</p>
		<p>建設が予定されている施設の内訳につきましては、畜舎8棟、管理棟1棟のほか、浄化槽、コンポスト、製品保管庫、倉庫、受水槽、調整池、排水路等で、生産規模は生産豚3,700頭、肥育2万100頭の飼養計画となっております。畜舎から出る糞尿の処理につきましては、膜分離方式の活性汚泥処理による汚水を滅菌処理し、放流することとあります。汚泥の残りはコンポストを設置し、焼却処分した後、炭化したものを他の業者が搬出することとあります。</p>
		<p>次に、先月の審議の中で回答を保留しておりました件につきまして、農業振興地域整備計画の所管課である農政畜産課に確認しましたので、説明いたします。まず、同法人につきましては、〇〇の豚事業者で、県内におきましては、錦江町のほか鹿屋市串良町、曾於市大隅町で事業を展開されております。</p>
		<p>県との協議状況でございますが、場内雨水の河川への放流につきましては、貯水池の設置をはじめ県河川課と協議中であると聞いております。また、安楽川漁業協同組合との協議は終えていると聞いているところでございます。なお、先月の審議の際、現地調査において林地開発が許可済のような発言があった旨のご意見がございましたが、現時点で再度確認したところ、許可はされておらず、10月中に申請される予定とお聞きしたところでございます。また、5条申請への添付が求められる畜産経営環境保全に関する意見書に係る申請については、8月に提出済であり、10月14日に現地検討がされた</p>

		とお聞きしております。 計画地の周辺住民につきましては、先月の説明のとおり既に承諾を得ており、校区住民を対象とした説明会につきましては、6人の参加があったことを確認しました。施設建設に係る補助事業を所管しております農政畜産課に確認しましたところ、事業実施の可否に係る同意、承諾等の範囲につきましては、事業実施要項等からも流域住民までは及ばないことを確認したところでございます。以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第53号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
		今回は、9件の申請でございます。まずは、7ページ、番号75番を審議いたします。番号75番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。〇〇さんの入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	竹之内	議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請の番号75番について、説明いたします。議案書は、7ページです。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん72歳で、譲受人は曾於郡大崎町横瀬にお住まいの〇〇さん29歳です。申請地は、議案書に記載のとおりでございますが、畑が1筆で502㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましては、お尋ねいただければと思います。
		申請地の場所は、東九州自動車道志布志・有明ICの鹿屋方面からの出口から市道飯山・通山1号線を南へ600m進み、右折し市道押切坂線を230m進み左折し、農道を130m進んだ右側奥にあります。
		〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございますが、申請地には野菜及び牧草を作付けすることです。申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。
		以上で、番号75番について説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	神宮司	大崎のご自宅から畑までの時間はどれくらいですか。
議受人	〇〇	車で10分程度です。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、〇〇さんにはここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号76番を審議いたします。山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号76を報告いたします。譲渡人は志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦郵便局から都城方面へ4km進み左折し、250m進んだ右側に位置します。譲受人宅から車で5分のところになります。〇〇さんは、父親、妻の3人で水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には、水稻を作付けする予定とのこと。またトラクター2台、田植機、2tダンプ、軽トラックを各1台保有しています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号77番を審議いたします。坂中委員の報告をお願いします。
委員	坂中	会長より依頼のありました番号77を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町下野井倉集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町下野井倉集落にお住まいの〇〇さんです。親子間による贈与、受贈による所有権移転です。申請地は議案書に記載のとおりで、申請地の場所は、県道523号志布志有明線の市役所有明庁舎入り口から、蓬原方面へ400m進んだ四差路を左折し、下野井倉集落方面へ500m進んだところを右折し、100m進んだ正面になります。譲受人宅からは、1.5kmのところにあります。〇〇さんはイチゴ14aを主に、サラダゴボウ、水稻、そばを栽培しており、申請地には既にそばが作付けしてありました。また、トラクター2台、軽トラック1台、コンバイン1台、田植機1台を保有しています。以上のことにより、農地法

		<p>第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号78番を審議いたします。上野委員の報告をお願ひします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号78番を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町肆部合集落の信号機がある交差点の角にある内村産業から蓬の郷方面へ進み、田尾橋を渡ってすぐ左折し、80m進んだところを右折、400mほど進んだ左側になります。譲受人宅から車で3分のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、夫婦で生産牛40頭を飼養され、飼料用稲、そばなどを栽培されております。申請地には、飼料を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、ショベル1台、田植機1台、梱包機1台、トラック2台を保有されております。以上のことより農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号79番を審議いたします。同じく、上野委員の報告をお願ひします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号79番を報告いたします。譲渡人は、千葉県八千代市八千代台北にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明庁舎から南へ400m行った県道523号志布志有明線を蓬原方面へ1.5km行った蓬原橋からさらに900m行った右側に位置し、譲受人宅からは約5分のところになります。〇〇さんは認定農業者で、夫婦で茶、芝などを栽培されておりますが、申請地には、現在芝を作付けされておりました。トラクター1台、耕運機1台を保有されております。以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号80番を審議いたします。宮脇勇委員の報 告をお願いします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号80を報告いたします。譲渡人は、志布志市 有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田にお住 まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の 場所は、そお街道沿いのファミリーマート有明野神店から南へ700mほど行 った点滅信号を右折し、道なりに850m行き左折し、400m行った左側で、譲 受人宅からは、約600mのところになります。〇〇さんは認定農業者で、本 人と従業員3人で、牛300頭ほどを飼育されております。申請地には、牧草 を作付けする予定とのことです。また、トラクター6台、タイヤショベル1 台を保有しております。以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当 しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はない と思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、9ページ、番号81番を審議いたします。同じ く、宮脇勇委員の報告をお願いします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号81を報告いたします。譲渡人は、北海道札 幌市西区八軒10条西にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原 田にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、 申請地の場所は、宇都中学校の正門から南へ200m行き右折し、200m行って 左折、300m行った右側にあります。譲受人宅からは、300mのところになり ます。〇〇さんは、夫婦2人で水稲と野菜を栽培されています。申請地には、 水稲を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、耕運機1台を 保有されております。兄弟間による贈与、受贈です。以上のことより、農地 法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また周 囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたし ます。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号82番を審議いたします。脇田廣昭委員の

委員	脇田廣昭	報告をお願いします。 会長より依頼のありました番号82を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町新橋豊留集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく松山町新橋豊留集落にお住まいの〇〇さんです。2人は兄弟の関係です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請事由は自作地相互の交換です。申請地の場所は、道の駅松山前の市道飯野・松山線を都城方面へ2.5kmほど進んだ豊留集落入り口から500m進んだ左側にあります。〇〇さん宅から30mほどの場所です。〇〇さんは夫婦2人で水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター、ハーベスター、田植機、バインダー、軽トラック等を保有されています。この申請は、自作地相互の交換で譲渡人が取得予定の交換農地は、曾於市大隅町月野にあり、同じく3条申請を曾於市農業委員会へ提出されているとのことです。以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号83番を審議いたします。橋口委員の報告をお願いします。
委員	橋口	会長より依頼のありました番号83を報告します。譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、松山から志布志方面へ向かう県道499号柿ノ木志布志線沿いの遠迫商店先の交差点を大統方面へ110m行き左折、1.2kmほど進んだ十字路を右折し、200m進んだ左側にあります。譲受人宅からは、車で10分のところにあります。〇〇さんは親子で甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。農機具につきましては、トラクター3台、堀採機、蔓切機等を保有されています。以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。 よって日程第5、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり決定いたしました。

会場 議長	萩迫	(福岡裕幸委員 入室) 福岡裕幸委員、着席です。 次に、日程第6、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 最初に、11ページ、番号38番を審議いたします。現地を調査された山下昭一委員の報告をお願いします。
委員	山下昭一	議案第57号、番号38番について報告します。調査日は10月7日、調査委員は限元委員、谷宮委員と私山下です。事務局より2名の同行がありました。譲渡人は、いちき串木野市にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県串間市にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の10ページから12ページのとおりです。申請地の場所は、安楽小学校より市道安楽線を南の方向へ600m行った左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水については、雨水は直接、汚水生活排水は合併浄化槽により処理し、北側市道の側溝に流すとのことでした。また、盛土を行い、東側、西側、南側にはブロックを積み、土砂雨水等が、隣接地に流出しないよう処置するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は、原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号39番を審議いたします。現地を調査された限元委員の報告をお願いします。
委員	限元	議案第57号、番号39について報告します。調査日は10月7日、調査委員は山下昭一委員、谷宮委員と私限元です。総会資料は、13ページから15ページです。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、親子関係です。立会人は、株式会社〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、市道町原・弓場ヶ尾線沿いに宅急便営業所とコスモ石油がありますが、その間を西へ400mほど行き、南へ10mほど行った右側です。転用目的は一般住宅です。排水は、合併浄化槽で処理し、市道の側溝に流すとのことでした。隣接地に雨水等が流れないようにブロックを積むよう指導しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置

<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p>	<p>し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われ れます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ない との意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませ んか。 (会場 なし)</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませ んか。 (会場 異議なし)</p>
<p>委員</p>	<p>柳井</p>	<p>異議なしと認めます。次に、番号40番を審議いたします。現地を調査され た柳井委員の報告をお願いします。 議案第57号、番号40番について報告します。総会資料は16ページから18ペ ージです。調査日は10月7日、調査員は橋口委員、立根委員と私柳井で、事 務局より1名の同行でした。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの 〇〇さんです。譲受人は、同じく志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さ んで、立会人は住建メーカーの〇〇の方でした。申請地の所在、地目、面積、 周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請 地の場所は、有明郵便局から県道523号志布志有明線を東へ600m進み信号を 右折し、200m進み右折、農道を20m進んだ左側に位置します。転用目的は 一般住宅です。排水は、集落排水です。その他として、西側道路沿いがブロ ック塀になっていますが、撤去し出入口を確保するとのことでした。なお、 駐車場はスペースだけ確保し、カーポートなどは設置しないとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地 に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落周 辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たして いると思われ ます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ない との意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたしま す。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませ んか。 (会場 なし)</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませ んか。 (会場 異議なし)</p>
<p>委員</p>	<p>限元</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請につ いては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第58号、非農地証明願の承認についてを議題としま す。 はじめに、13ページ、番号9番を審議いたします。現地を調査された限元 委員の報告をお願いします。 会長より依頼のありました議案第58号、番号9について報告します。調査 日は10月7日、調査員は山下昭一委員、谷宮委員と私限元です。総会資料は</p>

		<p>19ページから21ページです。申請人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、市道町原・弓場ヶ尾線沿いに、宅急便営業所とコスモ石油ありますが、その間を西へ400mほど行き、南へ10mほど行った右側です。申請人は平成4年に相続されましたが、それ以前より住宅が建っており、農地への復元が困難になったということでの非農地証明願いであります。以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号10番を審議いたします。現地を調査された谷宮委員の報告をお願いします。
委員	谷宮	<p>会長から依頼のありました議案第58号、番号10について報告いたします。調査日は10月7日、調査委員は隈元委員、山下昭一委員と私谷宮です。事務局から2名の同行がありました。総会資料は、22ページから24ページです。申請人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。立会人は、申請人の母の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志小学校西側の麓地区駐車場から県道499号柿ノ木志布志線を北へ進み、天水製茶前を左折し、松山方面へ1.3kmほど進んだ左側に位置するところです。申請地の地目は畑です。申請人は平成29年に申請地を相続されましたが、立会人からの聞き取りによると、相続以前から25年以上にわたり耕作されていないとのことでした。現状は雑木、雑草が生い茂っており、県道からの取付け道路も50mほどあり、幅員も1.8mほどと狭く、機械等の搬入もしづらい状況であり、農地としての原状回復は困難な状態でありました。なお、周囲の農地の大半が不耕作地となっており、原野化しております。以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号11番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いします。

委員	橋口	<p>会長より依頼のありました議案第58号、番号11番について報告いたします。調査日は10月7日、調査委員は柳井委員、立根委員と私橋口です。申請人は、宮崎県高鍋町にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志市有明町野井倉西吉村集落にある有限会社東村石油店の北側、道路向かいに位置します。この土地は昭和52年頃、県道523号志布志有明線のバイパス整備に伴う用地買収の残地で、面積も狭く農地としての機能もなくなり、45年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、14ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いします。
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました議案第58号、番号12について報告します。総会資料は28ページから30ページです。調査日は10月7日、調査委員は橋口委員、立根委員と私柳井で、事務局より1名の同行でした。申請人は、千葉県八千代市八千代台にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、有明町蓬原の馬場集落にある馬場簡易郵便局から県道523号志布志有明線を西へ240m進んだ右側に位置します。申請地は、申請地北側の住宅への通路として、住宅建築と同時に整備されたとのことで、住宅については、固定資産名寄帳兼課税台帳により昭和53年に建設され、設置から20年以上経過していることを確認しました。以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第58号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第59号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p>

<p>事務局 宮田</p>	<p>はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第59号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書16ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和4年10月31日で、面積は畑が5,123㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるものです。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書17ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、17ページ番号20番と、16ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 桑水</p>	<p>議案第59号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び転貸について、御説明申し上げます。</p> <p>議案書は、18ページから44ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年10月31日で、始期は令和4年11月1日となります。設定期間が、2年11か月から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が2万6,293㎡、畑が6万3,135㎡、樹園地が16万4,620㎡で、合計しますと25万4,048㎡となり、うち更新分は5万9,447㎡となっております。利用権の設定をする者の数が50名で、利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より31名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、19ページから40ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書41ページの総括表で御説明申し上げます。公告日は令和4年10月31日で、始期が令和4年11月1日となります。設定期間は、2年11か月から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が1万3,048㎡、畑が1万4,214㎡で合計しますと2万7,262㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は6名であります。詳細につきましては、42ページから44ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第59号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び転</p>

議長	萩迫	貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。 ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入りますが、19ページ、番号1番については、限元委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により限元委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(限元委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、限元委員の入室を許可します。
会場		(限元委員 入室)
議長	萩迫	次に、19ページ番号2番から40ページ番号55番までと、18ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸について審議いたします。42ページ番号1番から44ページ番号8番までと41ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第59号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第60号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第60号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について説明します。議案書46ページをお開きください。番号7の申出者は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、山下昭一委員、池袋委員の指名をご提案いたします。
		次に、番号8の申出者は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、上野委員、田尾委員の指名をご提案いたします。

	<p>次に、番号9の申出者は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、宮脇勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、日程第9、議案第60号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

